

ウポポイ
NATIONAL AINU MUSEUM and PARK
民族共生象徴空間

令和4年8月30日

留萌川河川敷地の樹木採取希望者を公募します！

～河川敷地内の樹木の有効活用のために～

留萌開発建設部 留萌開発事務所では、河川敷地内の樹木を資源として有効に利用する観点から、採取した樹木を燃料や製品の原料などとして活用していただける企業や団体、住民の方を広く募集する「こうぼうがたじゅもくとうさいしゅ公募型樹木等採取」を下記のとおり試行します。（無償で採取できます。）

河川敷地内の樹木等の伐採は、河川を維持管理するために必要な作業ですが、伐採と伐採木の処分に費用がかかることが課題となっています。

そこで「公募型樹木等採取」により希望者に伐採と伐採木の活用をしていただくことで、木材資源の有効活用と伐採費用の縮減を図るものです。

なお、本試行により採取していただいた樹木等については、自家消費などの制約はなく、採取者の判断で使用や加工、販売などをすることができます。

記

- 1 募集期間 令和4年 9月 1日（木）～ 令和4年12月 2日（金）
- 2 採取期間 令和4年10月31日（月）～ 令和4年12月 9日（金）
- 3 採取場所 留萌川右岸K P 9. 0付近
（留萌市大和田町 大和田遊水地内 ※別紙「箇所図」参照）
- 4 応募方法 参加者募集要項（別紙）を参照の上、別紙「応募様式」により12月2日（金）までに郵送又はFAXにより送付してください。
【応募先】郵 送：〒077-0022 留萌市堀川町2丁目78番地

留萌開発建設部 留萌開発事務所 河川課 宛

FAX：（0164）43-8574

※募集に関する詳細・応募様式は当部ホームページ及び留萌開発事務所で配布しております。

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 留萌開発建設部

留萌開発事務所 河川課長 沼田 英治（電話 0164-42-3132）

課員 三浦 拓也（電話 0164-42-3132）

留萌開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/rm/>

公式ツイッターTwitter アカウント @mlit_hkd_rm



留萌川公募型樹木等採取試行への参加者募集要項

令和 4 年 8 月 3 0 日

留萌開発建設部留萌開発事務所

留萌開発建設部留萌開発事務所では、河川内の樹木を資源として有効に利用する観点から、採取した樹木をバイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける企業や住民を広く募集し、一定の条件を満たす方に採取を許可する「公募型樹木等採取」を試行します。（無償で採取出来ます。）

本試行により採取した樹木等については、自家消費などの制約はありません。採取者の判断で使用や加工或いは販売などをすることができます。

この試行に参加を希望される方は、以下の【応募要領】を確認の上、「応募様式」に必要事項を記入し期日までに応募してください。

【応募要領】

1. 応募方法

公募型樹木等採取の試行に参加を希望される方は、別紙「応募様式」に必要事項を記入し、12月2日(金)までに郵送又はFAXにて以下の宛先まで応募してください。

応 募 先

郵 送：〒077-0022 留萌市堀川町2丁目78番地
留萌開発建設部 留萌開発事務所 河川課 宛
F A X：0164-43-8574

2. 応募資格

以下の不適格事項のいずれにも該当しないこと。

- イ) 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- ロ) 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条又は 71 条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者
- ハ) 公募期間中において、会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ニ) 直近1年間の税を滞納している者
- ホ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

3. 樹木等採取の概要

- イ) 採 取 期 間 : 令和4年10月31日(月)～令和4年12月9日(金)
- ロ) 採 取 予 定 場 所 : 留萌川右岸KP9.0付近
(留萌市大和田町 大和田遊水地内)
- ハ) 主 な 樹 種 : ヤナギ類が主体(直径5cm～10cm程度)

4. 樹木等採取者の選定方法

応募の中から、応募資格に適合し樹木等採取の効果(採取面積や時期、工程などを勘案)や確実性などを総合的に判断し、試行に参加される方を選定いたします。

選定結果につきましては、当選者に郵送又はEメールで通知いたします。なお、選定結果内容につきましては、お答えいたしません。

5. その他

- イ) 応募様式への記載内容(応募資格や樹木等採取方法)などを確認するため、直接お電話等により担当者が聞き取りする場合があります。
- ロ) 試行への参加者として選定された場合には、採取に先立ち採取方法や作業工程等について留萌開発事務所と事前に協議した上で、河川法第25条に基づき、許可申請書を提出する必要があります。詳細については、選定結果の通知後、留萌開発事務所の担当者から連絡いたします。
- ハ) 本試行は出水やその他やむを得ない事情により、河川管理者の判断で中止する場合があります。
- ニ) 本試行中に、自損事故又は第三者に損害を与えた場合には参加者がその責任を負います。また、堤防等の河川管理施設を破損した場合などは現状に復旧してもらう場合があります。
- ホ) 本試行に係る問合せ先は以下のとおりです。

問合せ先

留萌開発建設部 留萌開発事務所 河川課
〒077-0022 留萌市堀川町2丁目78番地
電 話 : 0164-42-3132
F A X : 0164-43-8574

応 募 様 式

令和4年 月 日

留萌開発建設部 留萌開発事務所長 殿

応募者
住所 〒

氏名又は
代表者名 印
(会社名) ()

令和4年 月 日付けで公募された、河川敷地内の樹木伐採について応募します。

記

1. 河川の名称及び希望面積

(河川名 : 留萌川) (面積 m²)

2. 伐採木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- ☐ 薪ストーブ
☐ その他の目的 ()

3. 採取を希望する河川産出物の種類 : _____

4. 現地の確認状況

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- ☐ 確認済み
☐ 未確認

5. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- (伐採方法) ☐ チェンソーにより伐採を行う。
☐ ノコギリにより伐採を行う。

- ☐ その他の方法により伐採を行う。(伐採方法：)
- (小割方法) ☐ 伐採した樹木は、倒木箇所では小割りし、人力によりトラックまで運搬する。
☐ 伐採した樹木は、倒木箇所では小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する。
☐ その他の方法 ()
- (運搬方法) ☐ 伐採材は、軽トラックにより日々搬出する。(積込方法：)
☐ 伐採材は、(t) トラックにより日々搬出する。(積込方法：)
☐ その他の方法 ()
- (伐採順序) ☐ 通路脇から順次伐採を行う。
☐ その他の伐採順序 ()
- (枝葉処理) ☐ 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。
☐ 発生した枝葉は、決められた場所に集積する。
☐ その他の処理 ()

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

6. 採取の期間

作業予定期間 : 月 日 ~ 月 日 (のうち 日間) を予定

7. 応募者の連絡先

連絡先 (携帯可) : 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

緊急連絡先 : 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

F A X : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

メールアドレス : 〇〇〇〇

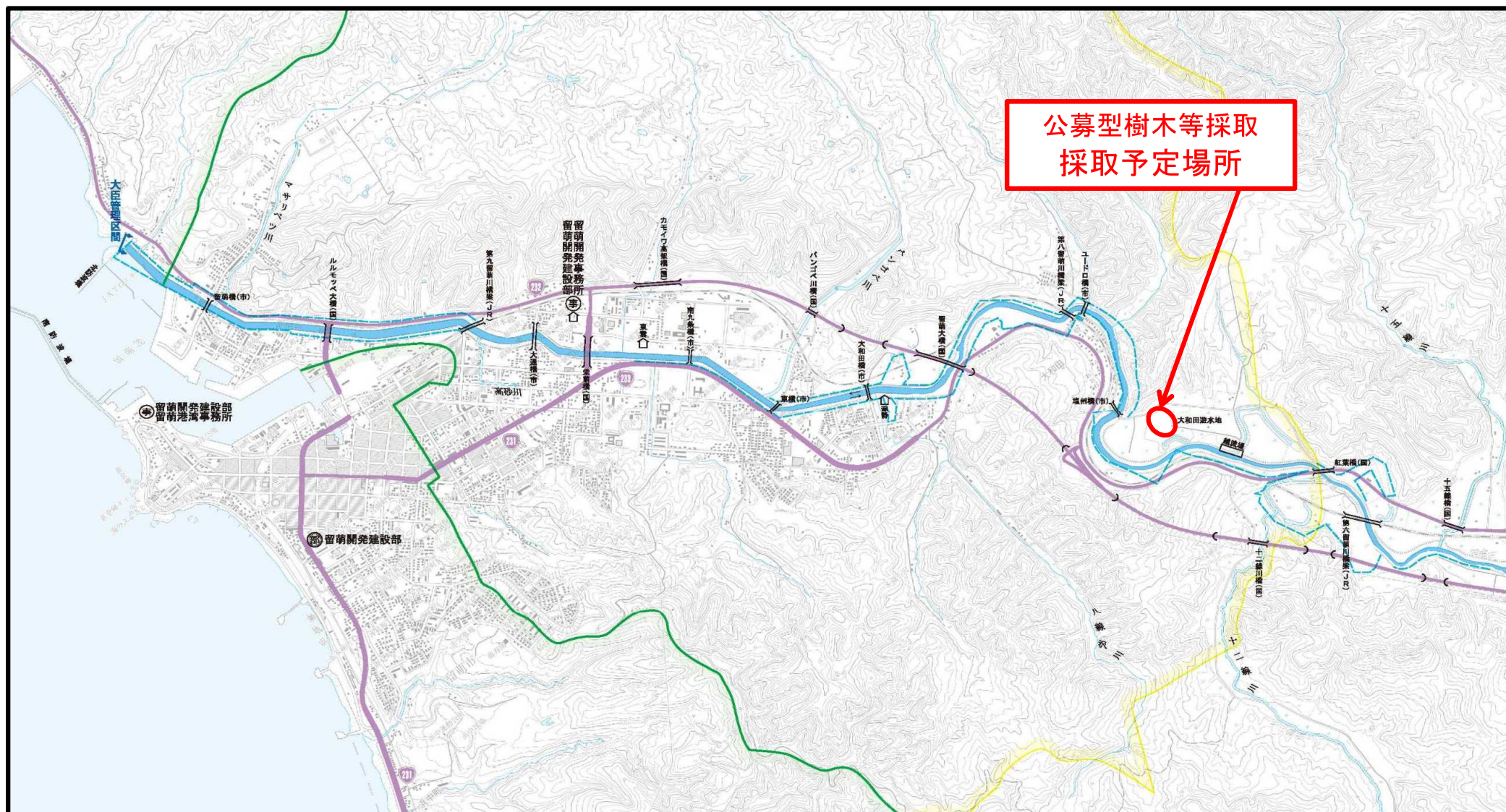
なお、F A X、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

8. 公募伐採の応募資格について、該当箇所にすべてチェック ☒ を記載。

- ☐ 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
- ☐ 公募期間中において、予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) 第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
- ☐ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- ☐ 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- ☐ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

以上

採取予定場所 箇所図 留萌川右岸K P 9. 0付近 (留萌市大和田町 大和田遊水地内)



採取予定場所 写真 留萌川右岸K P 9. 0付近 (留萌市大和田町 大和田遊水地内)



採取予定場所 写真 留萌川右岸K P 9. 0 付近 （留萌市大和田町 大和田遊水地内）

